(予告)

本科編入学者選抜「一般選抜」および「社会人特別選抜」出願資格の変更について

一関工業高等専門学校では、令和7年度(令和6年度実施)編入学者選抜から、「一般選抜」および「社会人特別選抜」における出願資格を下記のとおり変更します。

記

「一般選抜」における出願資格

【変更後】

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 高等専門学校において第3学年の課程まで修了し、退学した者
- (3) 次のア〜エに該当するもので、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者
 - (ア)外国において、学校教育における 12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (イ)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (ウ) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (エ)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

【現行】

- (1) 高等学校の工業系学科又は中等教育学校の工業系学科を卒業した者及び令和7年3月31日までに 卒業見込みの者
- (2) 高等学校の普通科 (理系コース)・理数科又は中等教育学校の普通科 (理系コース)・理数科を卒業 した者及び令和7年3月31日までに卒業見込みの者で、数学III、物理、化学を履修している者
- (3) 高等学校又は中等教育学校卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

「社会人特別選抜」における出願資格

【変更後】

次の各号のいずれかに該当し、技術分野の業務に2年以上従事している者(令和7年3月末で2年以上となる者を含む)で、卒業後、在職する企業に戻ることを前提とし、勤務先の所属長(代表者又は準ずる者)が推薦する者とします。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 高等専門学校において第3学年の課程まで修了し、退学した者
- (3) 次のア~エに該当するもので、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - (ア)外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (イ)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当 該課程を修了した者
 - (ウ) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (エ)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

【現行】

次の各号のいずれかに該当し、技術分野の業務に2年以上従事している者(令和7年3月末で2年以上となる者を含む)で、卒業後、在職する企業に戻ることを前提とし、勤務先の所属長(代表者又は準ずる者)が推薦する者とします。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより, 当該外国の学校教育における12年の課程を修了した者

《本件問い合わせ先》

一関工業高等専門学校 学生課教務係

TEL.: 0191-24-4717

E-mail: kyomu@ichinoseki.ac.jp